

平成27年10月27日

組合員・準組合員各位

浦安鐵鋼団地協同組合

交通対策委員長 神島勉

## 【交差点での駐停車と通勤車両の路上駐車は 直ちにやめてください】

交差点付近前後5mでの駐停車は道路交通法違反です。絶対に駐停車しないよう  
お願いいたします。

委員会では鉄鋼団地全体を7つのブロックに分けて、毎週の交通パトロール時に1ブロックずつ、交差点での違法駐車車両に警告書を貼付しています。先週で全ブロックを一巡した結果、交差点での違法駐車は41台でした。7月の一斉添付時の89台から大幅に減少したのは、皆さまのご協力のお蔭と感謝申し上げます。しかしながら、本来、違法駐車はゼロでなければなりません。まだまだ危険な状況が解消されたとは到底いえません。

鉄鋼団地内でこのような違法な状況が続くと、警察による取り締まりや、全面駐車禁止措置等の規制強化を招くことにもなります。各社におかれましては、引き続き社員や出入りの運送業者に注意を徹底されますようお願いいたします。

また、通勤車両の路上駐車も依然として減っていません。鉄鋼団地内の道路は公道です。駐車場として利用することは許されません。通勤車両は駐車場を確保するか、それが出来なければ、公共交通機関での通勤をお願いします。組合の駐車場にも少々空きがありますので事務局

にお問い合わせください。交通対策委員会では交通事故防止のために違法駐車・迷惑駐車撲滅の運動を展開してまいります。各社におかれましては、交通法規の遵守、交通マナー実践を社員の方々に周知徹底されますようお願いいたします。

